

○福岡県職員倫理条例（平成13年12月21日）抜粋

（目的）

第一条 この条例は、職員の職務に係る倫理の確立に資するため必要な事項を定めることにより、職務の執行の公正さを確保するとともに、県民福祉の増進に奉仕するという職員の意識を高め、もって公務に対する県民の信頼を確保することを目的とする。

（基本的心構え）

第三条 職員は、県民全体の奉仕者であり、県民の一部に対してのみの奉仕者でないことを自覚し、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。

2 職員は、その使命を自覚し、県職員としてふさわしい品位と能力を養い、常に良識ある行動をしなければならない。

3 職員は、福岡県を愛する心を持ち、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に全力で取り組まなければならない。

（倫理行動規準）

第四条 職員は、前条の基本的心構えの下に、次に掲げる事項をその職務に係る倫理の確立を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。

一 職員は、職務上知り得た情報について県民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等県民に対し不当な差別的取扱いをしてはならないこと。

二 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやすくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。

三 職員は、法律又は条例により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の県民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。

四 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。

五 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

六 職員は、自己啓発に努め、職務の遂行に必要な能力の開発及び向上を図らなければならないこと。

七 職員は、県民との対話に心がけ、県民に対して常に誠実に接しなければならないこと。

八 職員は、幅広い視野と進取の精神を持って、積極的に職務に取り組まなければならないこと。

九 職員は、公費の適正かつ効率的な執行を行い、最小の経費で最大の効果を上げるよう努めなければならないこと。

（管理監督職員の役割）

第五条 職員を管理監督する任にある者は、その職責の重要性を自覚し、職員の職務に係る倫理の保持を図るため、部下職員に対して適切な指導及び監督を行うとともに、部下職員の能力の開発及び向上に努めなければならない。